

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長
(公印省略)

教職員互助会の加入手続きについて (通知)

このことについては、下記のとおりですので、職員に周知願います。

記

1 会員資格

会員になることができる者は次のとおりです。

- (1) 公立学校共済組合宮城支部の組合員
- (2) 理事長が指定した団体の役員及び職員

次に該当する方は、宮城県教職員互助会（以下「互助会」という。）には加入できません。

- ① 宮城県職員互助会（知事部局）の会員
- ② 非常勤職員又は短時間勤務の職員
- ③ 臨時的任用職員又は会計年度任用職員で任用期間が6月未満の者
- ④ 自己都合により脱会した者

2 加入手続き

加入手続きは次のとおりです。

区 分		条 件 等	提 出 書 類
新規採用 (一般会員)		新たに公立学校共済組合員の資格を取得し、互助会に加入するとき	入会申込書(様式I)
暫定再任用職員[常勤]		互助会に加入していない者が、新たに暫定再任用職員(常勤)となり、公立学校共済組合員の資格を取得し、互助会に加入するとき (定年前再任用短時間勤務職員は加入できません)	
※ 臨時的任用職員(常勤) 会計年度任用職員(常勤)		公立学校共済組合員の資格を取得し、互助会に加入するとき (任用期間が6月未満の者や、短時間勤務の職員は加入できません)	
転 入	他支部から	公立学校共済組合の他支部から転入し、互助会に加入するとき (宮城県以外の都道府県の公立学校からの転入者)	
	他共済から	公立学校共済組合以外の共済から転入し、互助会に加入するとき (国・県・市町村等の共済組合からの転入者)	

※ 入会申込書の提出期限は、公立学校共済組合の組合員等となった日から3月以内です。

また、臨時的任用職員又は会計年度任用職員の場合は1月以内です。

※ 臨時的任用職員又は会計年度任用職員が互助会に加入する場合、1つの辞令で任用期間が6月以上あることが必要です。病休代替等で任用期間が複数あり、継続して6月以上を超える場合でも、任用期間は通算しないため互助会には加入できません。

3 提出期限 令和8年4月3日(金)

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班
住所：〒980-8423
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692
E-mail：hukurg-1@pref.miyagi.lg.jp